

知名町農業委員会だより

平成 25 年 7 月

= 知名町農業委員会 =
0997-84-3164 (内線 626)

【農業委員会への各種申請はお早めに】

農業委員会の各種申請の締め切りは、毎月 10 日(10 日が閉庁日には、前の開庁日)です。申請書に記載漏れなどがある場合、許可が遅れることもありますので申請はお早めをお願いします。

耕作証明書の発行については、農地基本台帳に基づきその世帯で耕作している農地面積の証明書を発行します。みなし貸借による農地については、証明される面積に含まれません。

【8.1 調査・農地パトロール月間】

8 月から 11 月にかけては町内の全ての農地所有者に対して農地の所有・耕作状況・世帯員及び就業・耕作放棄地等の状況調査を行います。

農家の皆様のご協力
をお願いします。

【全国農業新聞の普及推進】

農業者への農業技術・農業経営及び農業情報等の提供のため、全国農業新聞の普及推進を行っています。全国農業新聞の購入希望者は知名町農業委員会へお問い合わせ下さい。

購読料・・・月に 600 円で毎週(金)に郵送されて来ます。

【賃借料情報】

平成 24 年度 10 アール当たり平均賃借料(情報)

現況地目(畑)

平成 24 年度実績

単位:円

締結(公告された地域名)	平均額	最高額	最低額	データ数
基盤整備地域	18,700	26,000	12,300	62
未整備地域	17,500	26,000	6,800	98

【農業委員への女性農業者登用】

農業の担い手不足が深刻さを増す中で、地域農業や地域づくりにおいて女性の意志決定の参画を促進する事は極めて重要なことと考えております。

女性の感性と視点を活かし、女性農業者の良き相談相手として、家族経営協定や地産地消・食育の推進など本町の農業・農村の振興に大いに寄与するものと考えております。

【農業者年金】

しっかり積み立て、がっちりサポート
安心で豊かな老後を

農業者年金に加入しよう

～ 農業に従事する方なら広くご加入いただけます。～

《加入条件》 次の要件を満たす方であれば、誰でも加入できます。
国民年金の第1号被保険者（保険料納付免除者を除く）で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人。
農業に従事している家族（配偶者・後継者）も加入できます。
脱退も自由です。

《保険料》 毎月の保険料は2万円を基本に、最高6万7千円までの間で千円単位で自由に設定でき、いつでも保険料の変更ができます。

《お得なポイント》
途中で止めても年金が受けられ、80歳までの補償が付いた終身保険です。
保険料の国庫補助が受けられます。認定農業者で青色申告している方には、国から月額1万円の保険料補助があります。
（最長20年間で補助額は216万円）
支払った保険料は、全額が社会保険料の控除の対象となります。

皆さんに知って
もらいたいこと！

農地は国内の農業生産の基盤であり、将来における国民のために限られた資源であります。地域における貴重な資源を、3つの法律を基軸として「限りある農地の有効利用を」目指しております。

1. 農地法
農地の権利移動の制限 耕作放棄地の解消と発生防止対策 農地の転用規制
2. 農業経営基盤強化促進法
担い手への農地の利用集積の促進
3. 農業振興地域の整備に関する法律
保全すべき優良農地の区域の設定

農地の効率的な利用
を図りましょう！

農地の転用・売買には
許可が必要です。

様々な要件が有りますので
事前にご相談下さい。

農地を売買したり貸し借りする時は農地法3条申請

自分名義の農地を転用する時は農地法4条申請

他人名義の土地を買って、あるいは借りて転用する時は
農地法5条申請

注 許可を得ないでした売買は無効になります。

下限面積を知っています
か！

下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ、安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が一定（都道府県：50a、北海道2ha）以上にならないと許可はできないとするものです。なお、農地法で定められている下限面積が、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などから見てその地域の実情に合わない場合には、農業委員会で面積を定めることができることとなっています。

知名町農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めています。

地 域	下 限 面 積
知名町内全域	50a(5,000㎡)

遊休農地の再生を
進めましょう！

地区の農業委員へ
ご相談下さい。

遊休農地は、地域に迷惑をかけています！

病虫害の発生 産業廃棄物等の不法投棄 雑木雑草の繁茂等

農業委員会では全ての農地の利用状況を調査し、把握しています。遊休農地の所有者にあらかじめ農地活用の意向確認をします。遊休農地を「耕作する」、「人に貸す」等の希望があっても、そのままにしている場合には、農業委員会が法律に基づいて指導・勧告等を行います。遊休農地を放っておくと、法的措置がとられます。農地を適切に管理しましょう。

知っていますか！
農地を相続したら届け出
が必要です！！

農地法が平成21年12月に改正され、相続によって農地を取得した人は、農業委員会に届け出が必要になりました！

「農地を相続したけれど、管理をどうしたらよいかわからない」。。。。

「農業をしないので農地を貸したいけど、相手が見つからない」。。。。

農地は作付けもせず放置すると荒れ地になります。農地の復元には莫大な経費がかかります。相続により農地をお持ちになった方が、町外にお住まい等の場合、連絡がとれなくなり、対策を講じることができなくなります。

こんな悩みは
ありませんか？

農業委員会がお手伝いをします。